

トラブル防止・医療機関における 雇用管理のポイント

改正労基法 年次有給休暇の消化義務 5日未满是罰金
～いい仕事を続けるためには、安定した雇用管理が必要～

開催日 5月19日(日) 10:00～12:00
会場 愛媛勤労会館 ピアフル松山 松山市宮田町132 TEL089-945-6011
参加費 無料 ※どなたでもご参加いただけます※
講師 桂 好志郎 先生

桂労務社会保険総合事務所 所長 社会保険労務士

『月刊保団連・臨時増刊』「医院経営と雇用管理」(全体監修)
『大阪保険医雑誌・臨時増刊』「やる気を引き出す雇用管理」など、著書も多数。

院所で働く労働者の環境は、近年大きく様変わりをしています。正職員、パート職員、派遣職員など様々な立場の方たちの人間関係は、希薄になりがちです。

このような労働環境の中では、ルールの周知やそれに基づく公平な処遇や運用など意識的な人間関係を築く努力をしなければ、トラブルが起こりやすい状態にあることを理解していることが大切です。

スタッフやスタッフ間のトラブルを未然に防ぐための働くルール作りについて、桂先生が、「労働基準法」、「就業規則等」そしてそれらの運用についてお話をさせていただきます。



参加申込書

医療機関名	TEL		FAX	
お名前	お名前	お名前	お名前	
お名前	お名前	お名前	お名前	

愛媛県保険医協会行 FAX→089-989-2711 申込締切日：5月10日

主催 愛媛県保険医協会・愛媛県保険医協同組合 TEL089-989-2511 FAX089-989-2711